

議案第 33 号

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例
すみだ障害者就労支援総合センター条例（平成 23 年墨田区条例第 31 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律」に改める。

第 7 条の表就労移行支援事業の項第 1 号中「第 22 条第 5 項」を「第 22 条第 8 項」
に改める。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の一部改正により同法の題名が改められること等に伴い、所要の
規定整備をする必要がある。